

広島県告示第三百十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によって、生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業所	所在地	指定年月日
社会福祉法人三原のぞみの会	三原市西野三丁目八番一八号	三原きぼう作業所	三原市明神一丁目一八番一号	平成二十二年四月一日
社会福祉法人静和会	府中市土生町一六三六番地一	指定障害福祉サービス事業所 川辺 荘	府中市篠根町六一番地	平成二十二年四月一日
社会福祉法人倫	東広島市黒瀬町丸山一八番三五	黒瀬ありんこ	東広島市黒瀬町丸山一八番地三五	平成二十二年四月一日
社会福祉法人平成会	東広島市高屋町小谷五〇〇一番地五	デイセンターこだま	東広島市高屋町小谷二九二一番地一	平成二十二年四月一日
社会福祉法人清風会	安芸高田市吉田町竹原九六七番地	清風会 ほのか	安芸高田市吉田町竹原九二〇番地	平成二十二年四月一日
社会福祉法人ひとほ福祉会	安芸高田市向原町長田一八五七番	就労センターあつぷ	安芸高田市甲田町下小原二二二番二	平成二十二年四月一日
社会福祉法人ひとほ福祉会	安芸高田市向原町長田一五七九番四	ひとは工房	安芸高田市向原町長田一五七九番四	平成二十二年四月一日
社会福祉法人大崎福祉会	豊田郡大崎上島町沖浦一五三九番地一	ふれあい工房	豊田郡大崎上島町大串三〇三二番地二	平成二十二年七月一日
社会福祉法人みつば会	世羅郡世羅町大字寺町一五六八番地二	障害福祉サービス事業所 せらの風	世羅郡世羅町大字寺町一五六八番地二	平成二十二年一〇月一日
社会福祉法人あらくさ	三次市甲奴町本郷一五八四番地一	あらくさ	三次市甲奴町本郷一五八四番地	平成二十二年一月一日
社会福祉法人くさのみ福祉会	廿日市市串戸五丁目三番二二号	くさのみ作業所	廿日市市串戸五丁目三番二二号	平成二十二年三月一日